

令和4年6月9日

栗山町議会議長 鶴川和彦様

栗山町議会議員の報酬と定数に関する調査特別委員会
委員長 藤本光行

委員会審査中間報告書

令和元年第3回栗山町議会定例会において、本委員会に付託を受けた事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、栗山町議会会議規則第47条第2項の規定により中間報告します。

記

1. 件名 栗山町議会議員の報酬と定数について
2. 付託年月日 令和元年6月20日
3. 審査年月日

回	開催年月日	ところ	出欠状況	内容	結果
1	元.9.11	議場	10	質疑、意見	継続
2	元.12.18	第1会議室	11	参考人意見聴取及び質疑	継続
3	2.1.24	第1会議室	11	参考人意見聴取及び質疑	継続
4	2.3.12	議場	11	質疑、意見	継続
5	2.6.18	委員会室	5	質疑、意見 (報酬と定数を考える小委員会)	継続
6	2.7.9	委員会室	6	質疑、意見 (なり手問題を考える小委員会)	継続
7	2.8.4	第1会議室	6	議会モニター意見聴取 (なり手問題を考える小委員会)	継続

8	2.9.9	委員会室	4	質疑、意見 (報酬と定数を考える小委員会)	継続
9	2.10.27	委員会室	6	質疑、意見 (なり手問題を考える小委員会)	継続
10	2.10.28	議員控室	5	議会モニター意見聴取 (報酬と定数を考える小委員会)	継続
11	2.12.2	第1会議室	6	議会モニター意見聴取 (なり手問題を考える小委員会)	継続
12	2.12.17	議場	11	参考人意見聴取及び質疑	継続
13	3.7.6	委員会室	4	質疑、意見 (報酬と定数を考える小委員会)	継続
14	3.7.6	委員会室	6	質疑、意見 (なり手問題を考える小委員会)	継続
15	3.9.7	委員会室	6	質疑、意見 (なり手問題を考える小委員会)	継続
16	3.12.16	議場	11	自由討議	継続
17	4.1.20	議場	11	自由討議	継続
18	4.3.11	議場	11	質疑、意見	継続
19	4.4.27	議場	10	自由討議	継続
20	4.5.17	議場	10	自由討議	継続
21	4.5.24	議場	11	討論、採決	継続
22	4.6.9	議場	11	まとめ(定数)	継続

4. 審査結果

本町議会議員の選挙について、平成27年、平成31年の2回にわたり無投票となったことを議会として重く受け止め、本調査特別委員会を設置し、あわせて議員報酬と定数、議員のなり手問題に関してそれぞれ小委員会も設置して調査研究を行ってきた。

調査研究にあたっては、地方分権の進展による議会の責任・役割が大きくなる中、少子高齢化と人口減少による地域経済の縮小など本町の抱える課題を背景として、議会の使命である「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の監

視」を果たすためには、議員の定数、報酬のあり方や、未来の議会の担い手である「議員のなり手」づくりに向けてどのように取り組むべきかに焦点をあて、調査を進めてきた。

その過程においては、議会サポーター及び専門家より3回に分けて参考人意見聴取の他、議会モニター会議での意見聴取、本年4月14日から4月16日の3日間、町内3か所において52名の参加を頂き実施した議会報告会、本年5月2日から16日までの間、8名の町民からパブリックコメントによりご意見を頂いた。また、町内各団体との一般会議4日間5回に分けて延べ54名の参加を頂くなど様々な機会を通して幅広く意見を頂いた。

その中で、議会報告会において定数に関しては「定数を減らせば選挙になるという簡単なものではない」「定数を減らしても十分に活動できるのかを起点に考えてほしい」といった意見や、報酬に関しては「定数を減らして報酬を上げることがセットで考えることに違和感がある」「議員活動に集中できる報酬が必要だと思うので上げるべき」などの意見が寄せられた。

パブリックコメントにおける報酬に関する意見では、現状が適当であるという回答が2件、減らすべきが1件、増やすべきが2件、わからないが3件の回答結果となった。定数に関しては現状が適当であるが3件、減らすべきが1件、わからないが3件、無回答が1件の結果となった。

また、一般会議における意見としては、報酬に関しては報酬増という意見が21件、報酬維持が1件となり、定数に関する意見としては定数減が10件、定数維持が8件、維持か1名減、定数増がそれぞれ1件との意見があった。

こうした調査を通じて寄せられた意見を踏まえ、議員間による自由討議については4回行った。その中で報酬に関しては、町予算に対する議会費の割合をおおむね1%とする範囲内での増額や、国民年金、国民健康保険税の負担見合分の増額、議会費内予算の調整による増額など、それぞれの根拠により総じて増額する意見となった。定数に関しては、多様性の確保や常任委員会の機能維持の観点からの現状維持の意見、本会議における議長の表決権を考慮して定数を11名とする意見、将来的な議会費増嵩への懸念や前回の定数削減以降の人口減少の動向と将来の人口推計を根拠として定数を10名とする意見等があった。

これら町民からの意見、議員間による自由討議を重ね慎重に協議を行った結果、大別すると定数維持の案、定数削減の案に分かれ、削減後の定数においても11名とする案と10名とする案となった。以上のことから本特別委員会の定数に関する結論については、定数削減の可否、削減後の定数の順で採決により決定することとした。採決においては、まず定数を減ずる案に対して討論・採決を行い、結果として賛成が7名、反対が3名となり定数については減ずる結果となった。その後、削減する定数について1名減の11名とする案について討論・採決を行った。討論の中では前段の採決において現状維持の意見を述べた3名が11名の案に賛成討論し、その他2名も原案に賛成討論を行った。一方、5名が定数10名とすべきとの理由による反対討論を行った。採決

については賛成5名、反対5名の可否同数となったことから、委員長が決定することとなり、結果として1名減の11名とする案が可決となった。

定数に関しては以上のような過程により結論に至ったが、本町の現状及び今後の人口減少による町の将来像を見据え、定数の削減はやむを得ないものと考ええる。この結果を踏まえ、令和3年12月より導入した通年議会、文書質問、代表質問などの新たな機能と既存の機能を結び付け、議会の監視機能と政策提案機能を発揮できるよう機能強化を図るとともに、より一層議員一人一人の資質向上に努めていくこととする。

なお、議員報酬については、現段階において確定される方向性を見出せる案としてはまともっていないことから引き続き本特別委員会において調査していく。